

広島県高速バス事業経営改善業務支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、公益社団法人広島県バス協会が、新型コロナウイルス感染拡大の影響により利用者が減少し、外出自粛要請解除後も需要の回復の鈍い県内高速バスについて、利用状況等を分析し、需要回復の施策を検討や実証検証に要する所要経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金交付の対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表第1補助事業者の欄に掲げるとおりとする。

(補助金交付の対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は、それぞれ、別表第2補助事業の項、補助対象経費の項、補助額の項に掲げる経費とする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、その提出期限は知事が別に定める。

2 規則第3条第1項第4号の規定により、補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 別記様式第1号別紙1による事業実施計画書
- (2) 別記様式第1号別紙2による収支予算書
- (3) 事業経費が確認できる見積書等書類の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更（いずれも別表第3に掲げる軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、別記様式第2号による計画変更承認申請書1部を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、別記様式第3号による計画中止（廃止）承認申請書1部を知事に提出し、その承認を受けること。

(交付の決定)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定通知書は、別記様式第4号のとおりとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、前条の通知を受領した日から起算して14日以内とする。

(状況報告)

第8条 知事は、必要と認めるときは、補助事業者に対し、規則第10条の規定による補助事業の遂行の状況に関する報告を求めることができる。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第5号のとおりとし、その提出期限は、当該補助事業の完了した日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する県の会計年度の2月20日のいずれか早い日とする。

2 前項の補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 別記様式第5号別紙1による事業実施報告書
- (2) 別記様式第5号別紙2による収支決算書
- (3) 支出内容及び支出金額が確認できる領収書等書類の写し
- (4) 事業の実施状況が分かる説明資料（写真など）
- (5) 補助金の概算払いを受けている場合は、別記様式第5号別紙3による概算払精算書
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 規則第13条の規定による補助金の額の確定通知書の様式は、別記様式第6号のとおりとする。

(補助金の交付)

第11条 補助事業者は、前条の通知を受領したときは、別記様式第7号により、補助金の交付を請求するものとする。

(交付の特例)

第12条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

2 規則第16条第2項の規定による補助金概算払請求書の様式は、別記様式第8号のとおりとする。

(交付決定の取消し等)

第 13 条 知事は、第 6 条第 2 号の補助事業の中止又は廃止の申請があったとき及び次に掲げるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこの要綱の規定に基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (3) 補助事業者が、補助対象事業の実施に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

(帳簿等の保存期間)

第 14 条 規則第 21 条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日から起算して 5 年を経過した日の属する県の会計年度の末日とする。

(財産の処分の制限)

第 15 条 補助金により取得し、又は効用の増加した機械、器具、備品その他の財産（以下「取得財産等」という。）については、その台帳を設け、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 規則第 22 条の規定により処分を制限する取得財産等は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加額が 50 万円以上のものとする。
- 3 規則第 22 条ただし書きの規定による財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間とし、同省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間とする。

(仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 16 条 補助対象事業者のうち課税事業者の場合、補助事業完了後に申告により補助金に係る仕入控除額が確定した場合には、別記様式第 9 号による仕入控除税額確定報告書 1 部を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告により、補助金の返還が必要となった場合は、当該仕入控除税額に補助率を乗じて得た金額の全部又は一部の返還を命ずる。

(雑則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 14 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助事業者	公益社団法人 広島県バス協会
-------	----------------

別表第2（第4条関係）

補助事業	補助事業者が、広島県内の都市間輸送を担う次の県内高速バス路線について、利用分析、収益構造分析、需要回復のための実証実験等検証、将来的な施策検討を行う事業
	路線名（区間）
	クレアライン（広島～呉・阿賀）
	とびしまライナー（広島～蒲刈・豊浜・豊）
	グリーンフェニックス（広島～広島大学）
	かぐや姫（広島～竹原）
	フラワーライナー（広島～尾道・因島）
	ローズライナー（広島～福山）
	リードライナー（広島～びんご府中）
	ピースライナー（広島～世羅・上下・甲奴）
	高速広島線（広島～三次・庄原）
	きんさいライナー（福山～三次）
	三段峡線（広島～戸河内・三段峡）
シトラスライナー（福山～因島）	
補助対象経費	補助事業に要する経費のうち、工事請負費、備品購入費（既存の備品と同等品の買換え、汎用性のあるパソコン等は対象外）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金及び補助金、その他知事が認める経費
補助額	予算の範囲内で、補助対象経費の全額

別表第3（第6条関係）

区分	軽微な変更の内容
経費の配分の変更	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費全体の20パーセント以内の減少となる変更を行う場合 第5条の規定により提出する補助金交付申請書に記載した事業の相互間において、補助対象経費のいずれか低い額の20パーセント以内の経費を流用する場合
事業の内容の変更	第5条の規定により提出する事業計画書に記載の内容について、補助事業の目的達成に支障を来すおそれのない範囲で、事業計画の細部の変更を行う場合